

# 高松市景観条例に基づく 届出の手引き

本市では、良好な景観の形成を進めるため、平成5年に「都市景観条例」を制定し、大規模な建築行為等に対する規制・誘導に取り組む中、23年3月に策定した、景観施策の指針となる「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、24年3月に景観法に基づく「景観計画」を策定しました。

景観計画では、景観形成に大きな影響を及ぼす建築行為等に対する規制内容について、現行の届出基準を見直し、都市計画の土地利用等の区分に応じて、届出対象規模を引き下げるほか、新たにマンセル表色系に基づく色彩基準を導入するなど、規制内容を見直し、現行の「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に改正しました。

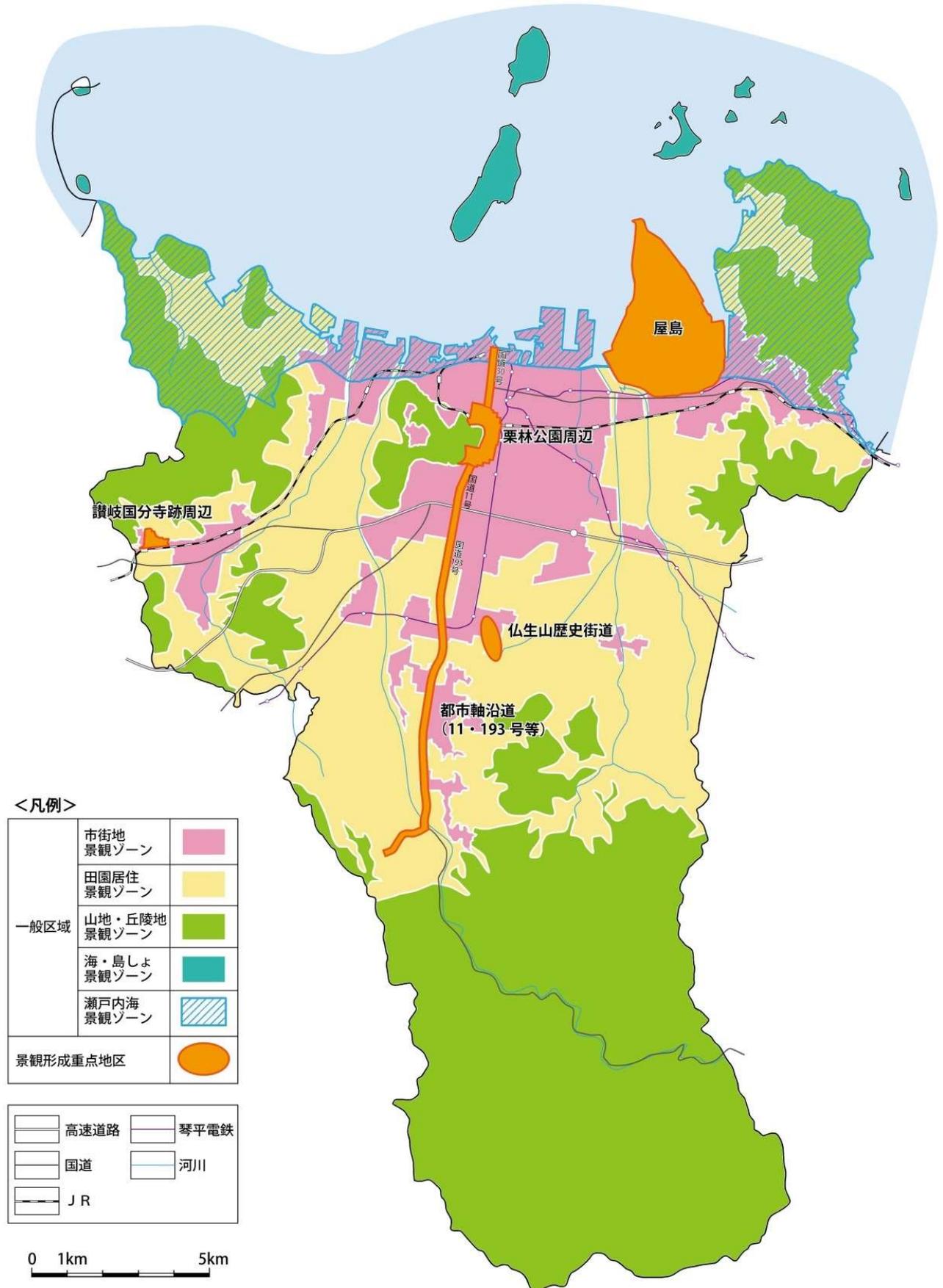
これに伴い、平成24年7月1日から、一定規模を超える建築行為等については、事前協議、景観法に基づく届出及び行為の完了報告書の提出が必要になります。

目 次	
1 届出が必要な行為	1
2 届出の手順	3
3 届出書等の記入例	7
4 景観形成の基準	15
5 景観条例及び景観規則	17

平成28年4月  
高松市 都市計画課

# 1 届出が必要な行為

## (1) 景観計画区域（高松市全域）



## (2) 届出対象行為

区 分	対 象 行 為	対象規模
建 築 物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	下記参照
工 作 物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
開 発 行 為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	

## (3) 届出対象規模

地域区分／区分内容等		建築物	工作物	開発行為
一 般 区 域	市街地景観ゾーン（一部） 都市計画区域内（用途指定：有） 【商業・工業系の用途地域】	高さが20mを超え、又は延べ面積が3,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの ※ただし、建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの	区域面積が3,000㎡を超えるもの
	市街地景観ゾーン（一部） 都市計画区域内（用途指定：有） 【住宅系の用途地域】	高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの		
	田園居住景観ゾーン 山地・丘陵地景観ゾーン 都市計画区域内（用途指定：無） 都市計画区域外			
	海・島しょ景観ゾーン 海及び島しょ部 （男木島・女木島等）			
	栗林公園周辺 栗林公園周辺から500mの範囲	高さが10mを超え、又は延べ面積が500㎡を超えるもの		
景 観 形 成 重 点 地 区	都市軸沿道（11・193号等） サンポート高松から高松空港までの道路端から30mの範囲			
	屋島 史跡及び天然記念物「屋島」指定区域及び立石港の区域			
	讃岐国分寺跡周辺 特別史跡讃岐国分寺跡の周辺の区域			
仏生山歴史街道 仏生山歴史街道の沿線	規模に関わらず <u>全て</u> のもの			

備考1 商業・工業系の用途地域とは

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

備考2 住宅系の用途地域とは

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域  
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域

備考3 対象となる工作物とは

煙突 擁壁 立体駐車場  
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、その他これらに類するもの  
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの  
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの  
石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設  
門、塀、さく、垣その他これらに類するもの  
高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの

※広告塔、広告板については、平成26年4月1日より屋外広告物条例にて審査することとなりました。

(2) 届出対象外となる行為

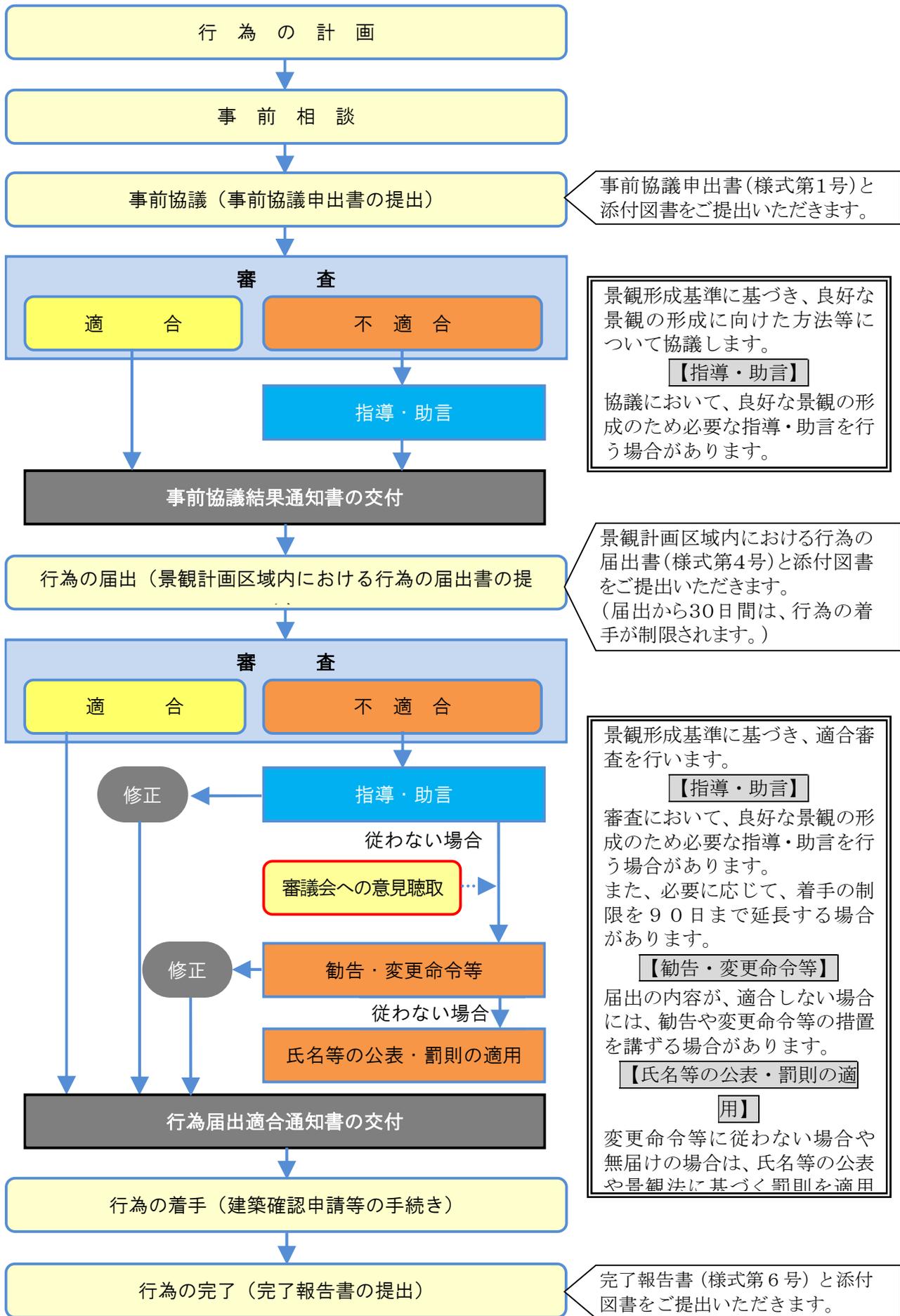
- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- その他、市長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為
  - ※建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、過半未満を変更し、かつ、景観形成基準に定める色彩基準に適合する場合
  - ※建築物の増築、改築等において、行為地の外から眺望することができない場合
  - ※工作物（鉄筋コンクリート造の柱等）において、電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）の建設等の場合

## 2 届出の手順

(1) 届出先（問い合わせ先）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
高松市 都市整備局 都市計画課 景観係  
TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452  
E-mail toshikei@city.takamatsu.lg.jp

(2) 届出の流れ



### (3) 届出に必要な書類（事前協議及び行為の届出）

#### ■ 建築物・工作物

種 類	明 記 す べ き 内 容	縮尺の目安	事前協議	行為届出
事前協議申出書（様式第1号）			○	
景観計画区域内における行為の届出書（様式第4号）	事前協議結果通知書の交付番号			○
委任状（設計者等に代理委任する場合）			○	○
景観計画適合確認書			○	○
付近見取図（位置図）	方位及び行為地	1/2500	○	○
現状写真（カラー写真）	行為地及びその周辺状況		○	○
配置図	敷地の境界線及び建築物等の位置	1/300	○	○
2面以上の立面図（着色）	外観の仕上げ方法及び色彩（マンセル表色系による表示）	1/100	○	○
平面図	各階の間取り及び用途	1/100	○	○
断面図		1/100		○
外構平面図	駐車場、植栽等の位置（植栽については、高木・低木の別を明記）	1/300	○	○
完成予想図	建築物等及びその周辺状況		○	○

備考 届出書等については、2部提出してください。（審査後に1部返却します。）

#### ■ 開発行為

種 類	明 記 す べ き 内 容	縮尺の目安	事前協議	行為届出
事前協議申出書（様式第1号）			○	
景観計画区域内における行為の届出書（様式第4号）	事前協議結果通知書の交付番号			○
委任状（設計者等に代理委任する場合）			○	○
景観計画適合確認書			○	○
付近見取図（位置図）	方位及び行為地	1/2500	○	○
現状写真（カラー写真）	行為地及びその周辺状況		○	○
土地利用計画図	予定建築物の概要等	1/1000	○	○
造成計画平面図	切土・盛土の表示、擁壁の位置等	1/1000	○	○
造成計画断面図	切土・盛土をする前後地盤面	1/1000	○	○
擁壁の断面図	擁壁の設計断面等	1/50	○	○

備考 届出書等については、2部提出してください。（審査後に1部返却します。）

#### (4) 届出に必要な書類 (完了報告)

種 類	明 記 す べ き 内 容
完了報告書 (様式第6号)	
現状写真 (カラー写真)	行為地及びその周辺状況

備考 報告書については、1部提出してください。

#### (5) 届出に関する注意事項

届出に必要な様式 (事前協議申出書、景観計画区域内における行為の届出書、景観計画適合確認書など) の様式については、市ホームページからダウンロードすることができます。(Word形式、PDF形式)

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/keikan.html>

ホームページからダウンロードできない場合は、都市計画課に様式等を設置しております。

事前協議申出書及び行為の届出書については、2部提出してください。(審査後に1部返却します。)

届出後に行為の計画が変更となった場合は、別途、変更届出書の提出が必要となります。

#### (6) 審査に係る日数の目安について

届 出 区 分	審査に係る日数の目安
事前協議 (事前協議申出書)	30日程度
行為の届出 (景観計画区域内における行為の届出書)	30日程度 (ただし、事前協議申出書の記載内容から変更がない場合については10日程度)
行為の完了 (完了報告書)	提出のみ

### 3 届出書等の記入例

#### (1) 事前協議申出書

様式第1号(第3条関係) (表)

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高松市長

申出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

#### 事前協議申出書

高松市景観条例第9条第1項の規定により、景観計画区域内で行う行為に係る事前協議について、次のとおり申し出ます。

行為の場所	高松市〇〇町〇〇番地、〇〇番地		
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
行為の予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
都市計画区域等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 用途地域(近隣商業地域) <input type="checkbox"/> 用途地域外	
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外		
景観計画区域等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般区域	<input checked="" type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園居住景観ゾーン <input type="checkbox"/> 山地・丘陵地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 海・島しょ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 瀬戸内海景観ゾーン	
	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 栗林公園周辺 <input type="checkbox"/> 仏生山歴史街道 <input type="checkbox"/> 都市軸沿道(11・193号等) <input type="checkbox"/> 屋島 <input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡周辺	
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受付欄
	氏名	〇〇設計事務所(担当:〇〇)	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
施工者	住所		
	氏名	未定	
	電話番号		

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物 の 概要		申 出 部 分	既 存 部 分	合 計		
		敷 地 面 積	1,000.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,000.00 m <sup>2</sup>		
		建 築 面 積	500.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	500.00 m <sup>2</sup>		
		延 べ 面 積	4,500.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	4,500.00 m <sup>2</sup>		
		最 高 の 高 さ	31.50m	m			
		用 途	共同住宅				
		構 造	鉄筋コンクリート造				
		階 数	地上 10 階 ・ 地下 一 階				
		外 観	壁 面	仕上方法	タイル		
				色 彩	5YR2.0/2.0		
	屋 根		仕上方法	アスファルト防水			
			色 彩	5YR2.0/2.0			
	屋 外 広 告 物	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積) 壁面広告(館銘板) 2個 6.00 m <sup>2</sup>					
	工 作 物 の 概 要	種 類					
		構 造					
		高 さ	m				
		外 観	仕上方法				
			色 彩				
		屋 外 広 告 物	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積)				
	開 発 行 為 の 概 要	区 域 面 積	m <sup>2</sup>				
法 面		高 さ	m	長 さ	m		
		仕上方法					
擁 壁		高 さ	m	長 さ	m		
		仕上方法					

- 備考 1 該当する□内にレ印を付けてください。  
 2 ※印の欄は、記入しないでください。  
 3 色彩欄については、マンセル値で記入してください。



(裏)

項 目	具体的な配慮事項	
建 築 物	形態・意匠	・道路境界から壁面を3m後退し、後退部分に緑地を設け、快適な歩行空間を創出した。
	色彩	・外観の彩度を落とし、落ち着いた建築物となるよう計画した。(タイル見本参照)
	素材・材料	・タイルを使用することにより、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう配慮した。(タイル見本参照)
	附帯する設備等	・附帯する設備類については、周囲から容易に見えない位置及び規模とした。
	附帯する屋外広告物等	・住居者に対する館銘板のみの設置を計画し、建築物の低層部のみに表示することとした。
	外構・緑化等	・後退した空間に高木をできるだけ配置した緑地を計画するとともに、ごみ集積場等を道路から容易に見えない位置に計画した。
工 作 物	配置・規模	
	形態・意匠	
	色彩	
	素材・材料	
	屋外広告物	
開 発 行 為		

(3) 景観計画区域内における行為の届出書

様式第4号(第6条関係) (表)

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高松市長

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

景観計画区域内における行為の届出書

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内で行う行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	高松市〇〇町〇〇番地、〇〇番地		
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
行為の予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
都市計画区域等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 用途地域(近隣商業地域)	
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外		<input type="checkbox"/> 用途地域外
景観計画区域等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般区域	<input checked="" type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園居住景観ゾーン <input type="checkbox"/> 山地・丘陵地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 海・島しょ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 瀬戸内海景観ゾーン	
	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 栗林公園周辺 <input type="checkbox"/> 仏生山歴史街道 <input type="checkbox"/> 都市軸沿道(11・193号等) <input type="checkbox"/> 屋島 <input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡周辺	
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受付欄
	氏名	〇〇設計事務所(担当:〇〇)	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
施工者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	氏名	株式会社 〇〇工務店(担当:〇〇)	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
事前協議結果及び発送番号	通知日	〇〇年〇〇月〇〇日 高都第 〇〇〇 号	

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物 の 概要		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積	1,000.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,000.00 m <sup>2</sup>		
		建築面積	500.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	500.00 m <sup>2</sup>		
		延べ面積	4,500.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	4,500.00 m <sup>2</sup>		
		最高の高さ	31.50m	m			
		用途	共同住宅				
		構造	鉄筋コンクリート造				
		階数	地上 10 階 ・ 地下 一 階				
		外観	壁面	仕上方法	タイル		
				色彩	5YR2.0/2.0		
	屋根		仕上方法	アスファルト防水			
			色彩	5YR2.0/2.0			
	屋外広告物	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（有の場合 種類・個数・面積） <b>壁面広告（館銘板） 2個 6.00 m<sup>2</sup></b>					
	工作物 の 概要	種類					
		構造					
		高さ	m				
		外観	仕上方法				
			色彩				
		屋外広告物	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（有の場合 種類・個数・面積）				
	開発行為 の 概要	区域面積	m <sup>2</sup>				
法面		高さ	m	長さ	m		
		仕上方法					
擁壁		高さ	m	長さ	m		
		仕上方法					

- 備考 1 該当する□内にレ印を付けてください。  
2 ※印の欄は、記入しないでください。  
3 色彩欄については、マンセル値で記入してください。

## (4) 完了報告書

様式第6号(第8条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高松市長

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 完了(中止)報告書

高松市景観条例第12条の規定により、行為の完了(中止)について、次のとおり報告します。

景観計画区域内における行為の届出書の受付番号(※1)	R〇-〇〇
行為の場所	高松市〇〇町〇〇番地、〇〇番地
行為の種類	建築物の新築
完了又は中止の年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
行為を中止したときは、その理由	

※1 景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為についての通知文で示された受付番号をいいます。

※2 受付欄は、記入しないでください。

受付欄(※2)

--

(5) 委任状 (参考様式)

## 委 任 状

代 理 人

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇設計事務所 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の  
権限を委任します。

### 記

(行為の場所) 高松市〇〇町〇〇番地、〇〇番地における  
景観法に基づく届出に関する業務、その他これに付随する業務。

〇〇年〇〇月〇〇日

委 任 者

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 (印)

## 2 景観形成の基準

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるために、『一般区域（景観ゾーン）』及び『景観形成重点地区』ごとに、景観形成基準を定めています。

一般区域（市街地景観ゾーン）以外の景観形成基準については、市ホームページに「高松市景観計画」を掲載しておりますので、御確認ください。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/keikan/keikan/jorei.html>

### ■ 一般区域（市街地景観ゾーン）

項 目		景 観 形 成 基 準											
建 築 物 の 建 築 等	配置・規模	<input type="checkbox"/> 周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。											
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 街角等では、立地特性を活かした形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 商業系の用途地域では、建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 工業系の用途地域では、建築物の連担による単調さや周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮し、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。											
	色	<input type="checkbox"/> 外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。 <input type="checkbox"/> 外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。 <input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。 <input type="checkbox"/> 外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。） <input type="checkbox"/> 色彩基準（マンセル表色系）											
	彩	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色 相	彩 度	明 度	Y、YR、R	6以下	—	その他	2以下	—
	色 相	彩 度	明 度										
Y、YR、R	6以下	—											
その他	2以下	—											
素材・材	<input type="checkbox"/> 外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 <input type="checkbox"/> 外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。												
附帯する設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。 <input type="checkbox"/> 屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。 <input type="checkbox"/> 外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。												

項 目		景 観 形 成 基 準
建 築 物 の	附 帯 する 屋 外 廣 告 物 等	<input type="checkbox"/> 建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面等に設置する突出広告は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。
	外 構 ・ 緑 化 等	<input type="checkbox"/> 駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。 <input type="checkbox"/> 道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。
工 作 物 の 新 設 等	配 置 ・ 規 模	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
	形 態 ・ 意 匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。
	色 彩	<input type="checkbox"/> 全体として統一感のある色彩とし、建築物の色彩基準に適合したものとする。
	素 材 ・ 材 料	<input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
	屋 外 廣 告 物	<input type="checkbox"/> 地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面等に設置する突出広告は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。
開 発 行 為	<input type="checkbox"/> 開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲の自然となじむよう配慮する。	

## 5 景観条例及び景観規則

### (1) 高松市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）の基本理念にのっとり、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、景観の保全、育成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 建築物等 建築物及び工作物をいう。

(景観計画の策定)

第3条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 景観計画は、高松市美しいまちづくり条例第6条に規定する高松市美しいまちづくり基本計画に即したものでなければならない。
- 3 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観形成に関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、高松市景観審議会条例（平成24年高松市条例第43号）に規定する高松市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、景観計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第4条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、特に重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

(景観計画の策定等を提案できる団体)

第5条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第17条の規定により認定された景観まちづくり協議会とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第6条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(届出を要しない行為)

第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為（景観計画への適合）

第8条 法第16条第7項第11号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第9条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- 2 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、次のいずれかに該当するときに、終了するものとする。
  - (1) 市長が景観計画に適合すると認めたとき。
  - (2) 事前協議を申し出た者が、規則で定めるところにより、市長に当該事前協議を終了することを申し出たとき。
- 3 市長は、事前協議が終了したときは、規則で定めるところにより、事前協議を申し出た者に対し、その結果を通知するものとする。

(届出に添付する図書)

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、建築物等の平面図、断面図その他規則で定める図書とする。

(特定届出対象行為)

- 第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。  
(行為の完了の報告)
- 第12条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をした者は、当該届出及び通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。  
(報告及び立入検査)
- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第16条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該行為の対象となる土地に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(勧告等の手続)
- 第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による変更命令等をしようとする場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。  
(公表)
- 第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴くものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。  
(景観重要建造物等の指定の手続)
- 第16条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。  
(景観まちづくり協議会の認定)
- 第17条 市長は、一定の地区における景観形成を図ることを目的として組織された団体であつて、次に掲げる要件に該当するものを景観まちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。
- (1) 団体の活動が、当該地区における景観形成に有効と認められるものであること。  
(2) 団体の活動が、当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。  
(3) 団体の活動が、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。  
(4) 市長が定める事項を具備する団体規約が定められていること。  
(認定の取消し)
- 第18条 市長は、前条の規定により認定した協議会が前条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。  
(委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第7条関係)

区 分	届 出 を 要 し な い 行 為
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域(重点地区を除く。)	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「建築等」という。)で、高さが20メートル以下であり、かつ、延べ面積が3,000平方メートル以下であるもの (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「建設等」という。)で、高さが10メートル以下であるもの (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの

	(4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等 (5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域、都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域並びに都市計画区域外の区域(いずれも重点地区を除く。)	(1) 建築物の建築等で、高さが10メートル以下であり、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下であるもの (2) 工作物の建設等で、高さが10メートル以下であるもの (3) 開発行為で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの (4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等 (5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等 (6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第33条第1項に規定する普通地域内における同法の規定により届出が必要となる行為
栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道(11・193号等)景観形成重点地区、屋島景観形成重点地区及び讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区の区域	(1) 建築物の建築等で、高さが10メートル以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下であるもの (2) 工作物の建設等で、高さが10メートル以下であるもの (3) 開発行為で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの (4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等 (5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等 (6) 自然公園法第33条第1項に規定する普通地域内における同法の規定により届出が必要となる行為
仏生山歴史街道景観形成重点地区の区域	仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等

## (2) 高松市景観規則

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び高松市景観条例(平成24年高松市条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(工作物)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 煙突 (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 擁壁 (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 (7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの (9) 立体駐車場 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、事前協議申出書(様式第1号)に次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 次に掲げる図書 ア 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第1号に掲げる図書 イ 建築物又は工作物の平面図 ウ 外構平面図 エ 完成予想図 オ その他市長が必要と認める図書 (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為 次に掲げる図書 ア 省令第1条第2項第2号に掲げる図書 イ その他市長が必要と認める図書 (事前協議の終了の申出)</p> <p>第4条 条例第9条第2項第2号の規定による申出は、事前協議終了申出書(様式第2号)によらなければならない。</p>
---

(事前協議の結果の通知)

第5条 条例第9条第3項の規定による通知は、事前協議結果通知書(様式第3号)によらなければならない。

(行為の届出)

第6条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第4号)によらなければならない。

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第5号)によらなければならない。

(届出に添付する図書)

第7条 条例第10条の規則で定める図書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。

(1) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為 次に掲げる図書

ア 外構平面図

イ 完成予想図

ウ その他市長が必要と認める図書

(2) 法第16条第1項第3号に規定する行為 市長が必要と認める図書

(行為の完了の報告)

第8条 条例第12条の規定による完了又は中止の報告は、完了(中止)報告書(様式第6号)に市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

(身分証明書)

第9条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)並びに条例第13条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第7号)によるものとする。

(公表)

第10条 条例第15条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について、高松市公告式条例(昭和25年高松市条例第1号)に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 法第16条第1項各号に掲げる行為の場所

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(景観重要建造物等の指定の提案)

第11条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書(様式第8号)により行わなければならない。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第12条 法第21条第2項又は第30条第2項の標識は、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 法第21条第2項又は第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(2) 指定番号

(3) 指定年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月31日規則第37号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日規則第10号)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号(「㊟」を削る部分に限る。)、様式第6号(「㊟」を削る部分に限る。)及び様式第8号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第6号まで及び様式第8号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。